

東郷町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政事務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、住民サービスの向上、犯罪の防止、不当要求行為等の排除及び職員の安全確保を図るため、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に通話内容を録音する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録した音声、通話日時、通話時間及び電話番号その他の電磁的記録をいう。
- (3) 所属長 東郷町組織規則（平成21年東郷町規則第1号）第2条に規定する課等の長、東郷町会計管理者補助組織規則（平成19年東郷町規則第21号）第2条に規定する課の長、東郷町教育委員会事務局組織規則（昭和52年東郷町教育委員会規則第3号）第2条に規定する課の長、東郷町議会事務局に関する条例（昭和46年東郷町条例第19号）第2条第1項に規定する事務局長及び東郷町監査委員事務局規程（平成21年東郷町監査委員訓令第1号）第3条第1項に規定する事務局長をいう。

(設置)

第3条 通話録音装置は、東郷町役場本庁舎その他町長が必要と認める町の施設に設置する。

(管理及び管理責任者)

第4条 通話録音装置及び通話記録の管理に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき適正な管理を行うため、管理責任者を置き、総務財政課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、通話録音装置を操作させてはならない。

(通話記録の取扱い)

第5条 通話記録の保存期間は、通話記録が通話録音装置によって自動更新される

までの期間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 所属長は、所管する業務において、第1条に定める目的を達成するために通話記録が必要と判断したときは、管理責任者に対して当該通話記録の提供を依頼することができる。

3 管理責任者は、前項の規定による依頼があった通話記録の内容を確認し、必要があると認めた場合は、所属長に提供するものとする。

4 所属長は、前項の規定により提供された通話記録の保存の必要がなくなった時点で速やかに破棄するものとする。

5 操作担当者は、管理責任者の指示なく通話記録を編集し、又は加工してはならない。

6 管理責任者は、前各項に定めるもののほか、通話録音装置及び通話記録の取扱いについて、必要な措置を講ずるものとする。

(目的外利用等の禁止)

第6条 通話記録は、法第69条第2項に規定する場合その他法令に規定する場合を除き、第1条に定める目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(苦情の処理)

第7条 管理責任者は、通話録音装置及び通話記録の取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置及び通話記録の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月24日から施行する。